

大矢船自主防災委員会設置規則

制定：平成 28 年 4 月 3 日

改正：平成 31 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 大矢船自治会会則 第 3 条第 1 項第 5 号における防災に関して、会員の防災に関する関心の高まり及び日常的な活動の必要性により積極的に対応し、地震・火災風水害等（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図るため大矢船自主防災委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成等）

第 2 条 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- ① 委員長 1 名（自治会副会長が就任する。）
 - ② 副委員長 兼 防災実施本部長 1 名
 - ③ 委員 15 名以内（内 1 名は、自治会担当専門部より就任する）
 - ④ 顧問 1 名（自治会会長が就任する）
- 2 前項の副委員長及び委員（自治会担当専門部より就任した委員は除く）は、自治会会員の内より自治会会長が指名し、任期を 2 年とし再任は妨げられない。又増員及び欠員により補充選任された委員は、当期委員の残任期間とする。

（委員の任務）

第 3 条 委員長は、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員は、委員会の審議に参加する他、委員会の会議、業務等の記録及び広報並びに備品等の管理に付き分担して行う。
- 4 顧問は、委員会運営に参加する。

（防災計画の作成）

第 4 条 委員会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため次の各号を含む防災計画を作成する。

- ① 防災実施本部の編成に関すること。
- ② 防火及び防災知識の普及に関すること。

- ③ 防災訓練に関すること。
- ④ その他必要なこと。

(防災実施本部)

第5条 前条の防災計画を実施するため防災実施本部長及び委員会の委員をもって
防災実施本部を編成する。

- 2 防災実施本部の任務分担については、互選で定める。
- 3 防災実施本部は、必要あるときは協力員を募集できる。
- 4 防災実施本部の運営について必要なことは防災実施本部において別に定めることができる。

*** 附 則**

この規則は、平成28年4月3日より 実施する。

この規則は、平成30年4月1日より 実施する。

この規則は、平成31年4月1日より 実施する。